

令和元年 第7回

北見市第二農業委員会総会議事録

日	時	令和元年11月25日(月)
場	所	第二農業委員会会議室
		午後 2時00分 開会
		午後 2時50分 閉会

1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 議案第5号
- 第 8 報告第1号

2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない土地の決定について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 第 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 8 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

3 令和元年第7回北見市第二農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	菊池 広 君	○	
2	菅原 正信 君	○	
3	貝沼 輝美 君	○	
4	加藤 貴善 君	○	
5	中川 博光 君	○	
6	中野 彰裕 君	○	
7	樋渡 明 君	○	
8	水戸部正己 君	○	
9	山内 幹司 君	○	
10	麻島 秀喜 君	○	
11	内藤 貴之 君	○	
12	植松 正仁 君		○
13	岡田真理子 君	○	
14	久世 和徳 君	○	
15	清井 俊幸 君	○	

	氏名	出席	欠席
16	清尾 雅人 君		○
17	深尾 勇治 君	○	
18	森脇 幸喜 君	○	
19	越智 弘己 君	○	
20	東海林 晃 君	○	
21	伊藤 稔 君	○	
22	黒瀬 大雄 君	○	
23	長尾 正典 君		○
24	畠山 政博 君	○	
25	森谷 裕美 君	○	
26	茂住 修二 君	○	
27	檜尾 英司 君	○	

出席 24 名
欠席 3 名

(2) 事務局出席

事務局 長	武 田 嘉 憲 君
事務局 次長	宮 部 秀 明 君
農地 課 長	市 山 恵 一 君
農地 係 長	谷 地 洋 光 君
総務 係 長	清 水 拓 君
分室 係 長	川 村 一 哉 君
分室 係 長	佐 野 朋 也 君
分室 係 長	下 屋 勝 君

(3) 議 長 檜尾 英司 君
署名委員 4番 加藤 貴善 委員
署名委員 6番 中野 彰裕 委員

事務局長
(武田 嘉憲君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。
それでは、令和元年第7回北見市第二農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長
(武田 嘉憲君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。
会長、よろしくお願ひいたします。

議長
(樫尾 英司君)

これより、令和元年第7回北見市第二農業委員会総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長
(宮部 秀明君)

ご報告を申し上げます。
ただいまの出席委員数は、24名であります。12番 植松委員、16番 清尾委員、23番 長尾委員は所用のため欠席される旨、届け出がありました。
次に、本日の総会議案をお手元に配付いたしてございます。
以上であります。

議長
(樫尾 英司君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。
本日の議事録署名委員は4番 加藤委員、6番 中野委員の両名を指名いたします。
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日かぎりにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日かぎりとして決定いたします。
次に、日程第3、『議案第1号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地の決定について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の1ページから4ページでございます。
議案第1号 「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地の決定について」ご説明いたします。
議案の1ページから4ページでございます。
議案第1号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地の決定について」ご説明いたします。
このことについて「農地法の運用について」第3の1の(3)のウの取り扱いにより、下記のとおり農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことについて、審議のうえ適否の決定を求めるものであります。
なお、今回適否の決定を求める面積は、4ページ欄外に記載のとおり、全61筆で、合計面積は255,082.04㎡であります。
これら全ての案件につきまして、「農地法の運用について」第4の(4)の基準に該当するものと考えます。
これらの案件につきましては、地域調整班の協議を経ておりますことから、担当分室係長から説明をいたします。

分室係長
(川村 一哉君)

以上でございます。

端野班に係る案件、番号1番から32番についてご説明いたします。

番号1番、所在及び地番は、端野町緋牛内●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、256㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号2番、所在及び地番は、端野町緋牛内●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,756㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号3番、所在及び地番は、端野町緋牛内●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,417㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号4番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、334㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号5番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、6.36㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号6番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「原野」、現況面積は、104㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号7番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「原野」、現況面積は、151㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号8番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、1,305㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号9番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「原野」、現況面積は、1,522㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号10番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、4,090㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号11番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、5,720㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号12番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、4,958㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号13番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,175㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号14番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、106㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号15番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、23,770㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号16番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、3,871㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号17番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、11,415㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号18番、所在及び地番は、端野町川向●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、677㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号19番、所在及び地番は、端野町協和●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、786㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号20番、所在及び地番は、端野町協和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、301㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号21番、所在及び地番は、端野町協和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、57㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号22番、所在及び地番は、端野町協和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、4.68㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号23番、所在及び地番は、端野町協和●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、245㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号24番、所在及び地番は、端野町北登●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、2,348㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号25番、所在及び地番は、端野町北登●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、628㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号26番、所在及び地番は、端野町北登●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、127㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号27番、所在及び地番は、端野町北登●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,519㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号28番、所在及び地番は、端野町北登●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、90㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号29番、所在及び地番は、端野町北登●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、4,361㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号30番、所在及び地番は、端野町北登●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、1,435㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号31番、所在及び地番は、端野町北登●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、2,394㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号32番、所在及び地番は、端野町北登●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、668㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

つづきまして、常呂班よりお願いいたします。

分室係長
(佐野 朋也君)

常呂班に係る案件、番号33番から51番についてご説明いたします。

番号33番、所在及び地番は、常呂町字日吉●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,939㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号34番、所在及び地番は、常呂町字日吉●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,756㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号35番、所在及び地番は、常呂町字日吉●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,658㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号36番、所在及び地番は、常呂町字日吉●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、5,208㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号37番、所在及び地番は、常呂町字日吉●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、15,428㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号38番、所在及び地番は、常呂町字吉野●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、17,850㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号39番、所在及び地番は、常呂町字吉野●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、34,931㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号40番、所在及び地番は、常呂町字吉野●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、7,333㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号41番、所在及び地番は、常呂町字吉野●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,691㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号42番、所在及び地番は、常呂町字吉野●●● 公簿地目は「雑種地」、現況面積は、533㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号43番、所在及び地番は、常呂町字吉野●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、10,743㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号44番、所在及び地番は、常呂町字吉野●●● 公簿地目は「山林」、現況面積は、4,096㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号45番、所在及び地番は、常呂町字吉野●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、6,187㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号46番、所在及び地番は、常呂町字吉野●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、577㎡。その他状況等は、記載のとおりです。

番号47番、所在及び地番は、常呂町字吉野●●● 公簿地目は「畑」、

現況面積は、1,756 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

番号48番、所在及び地番は、常呂町字登●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、3,403 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

番号49番、所在及び地番は、常呂町字登●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、2,215 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

番号50番、所在及び地番は、常呂町字登●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、4,954 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

番号51番、所在及び地番は、常呂町字登●●● 公簿地目は「田」、現況面積は、3,330 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

つづきまして、留辺薬班よりお願いいたします。

分室係長
(下屋 勝君)

留辺薬班に係る案件、番号52番から61番についてご説明いたします。

番号52番、所在及び地番は、留辺薬町川北●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、3,828 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

番号53番。所在及び地番は、留辺薬町川北●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、180 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

番号54番、所在及び地番は、留辺薬町金華●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、1,274 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

番号55番、所在及び地番は、留辺薬町金華●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、458 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

番号56番、所在及び地番は、留辺薬町豊金●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、19,261 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

番号57番、所在及び地番は、留辺薬町豊金●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、10,563 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

番号58番、所在及び地番は、留辺薬町豊金●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、8,813 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

番号59番、所在及び地番は、留辺薬町丸山●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、6,631 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

番号60番、所在及び地番は、留辺薬町丸山●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、76 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

番号61番、所在及び地番は、留辺薬町丸山●●● 公簿地目は「畑」、現況面積は、813 m²。その他状況等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。

よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第4、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の5ページから8ページでございます。

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 ご説明いたします。

今回の申請は、所有権売買が3件、使用貸借による権利が2件の合計5件であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、許可に係る地目及び面積は、8ページ欄外に記載のとおり、「田」が15筆、「畑」が42筆で、合計面積は542,671.22㎡であります。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

9番
(山内 幹司君)

端野班に関わる案件、番号1番から3番についてご説明いたします。

番号1番、権利は、所有権売買、所在及び地番は、端野町二区●●● 「田」、外「田」7筆で、合計面積は30,639㎡です。譲渡人は、●●●さん。譲受人は、●●●さん。申請事由以下は記載のとおりです。

番号2番、権利は、所有権売買、所在及び地番は、端野町二区●●● 「田」、外「田」6筆で、合計面積は33,808㎡です。譲渡人は、●●●さん。譲受人は、●●●さん。申請事由以下は記載のとおりです。

番号3番、権利は、所有権売買、所在及び地番は、端野町川向●●● 「畑」で、面積は19,157㎡です。譲渡人は、●●●。譲受人は、●●●。申請事由以下は記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

つづきまして、常呂班よりご説明をお願いいたします。

14番
(久世 和徳君)

常呂班に関わる案件、番号4番、5番についてご説明いたします。

番号4番、権利は、使用貸借による権利、所在及び地番は、常呂町字岐阜●●● 「畑」、外「畑」16筆で、合計面積は238,087㎡です。貸主は、●●●さん。借主は、●●●さん。申請事由以下は記載のとおりです。

番号5番、権利は、使用貸借による権利、所在及び地番は、常呂町字豊川●●● 「畑」、外「畑」23筆で、合計面積は220,980.22㎡です。貸主は、●●●さん。借主は、●●●さん。申請事由以下は記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第5、『議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の9ページでございます。
それでは、議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。
今回の申請は1件です。許可に係る地目及び転用面積は、欄外に記載のとおり、「田」が1筆で、面積は365㎡であります。
この案件につきましては、地域調整班の協議を経ておりますことから、担当分室係長から説明をいたします。
以上でございます。

分室係長
(川村 一哉君)

端野班に係る案件、番号1番についてご説明いたします。
番号1番、所在及び地番は、端野町三区●●●、現況地目は「田」、面積は、365㎡です。農地区分は、第3種農地。申請人は、●●●です。転用目的及び計画の内容は、通路。申請事由以下につきましては記載のとおりです。
以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、日程第6、『議案第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の10ページでございます。
議案第4号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。
今回の通知は、合意解約による通知が1件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。
今回の案件につきまして、地域調整班会議で審議していただきました内容を、

事務局よりご説明いたします。

番号1番、所在及び地番は、端野町協和●●●、現況地目は「畑」、面積は、23㎡です。賃貸人は、●●●さん。賃借人は、●●●さんです。解約等の理由は、「合意解約」、合意等の日は、令和元年10月31日、引き渡しの時期は、令和元年10月31日です。契約の内容等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第7、『議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の11ページから15ページでございます。

議案第5号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」 ご説明いたします。

今回、北見市長より付議された案件は賃借権が12件、賃借権移転が6件、所有権売買が2件の合計20件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、集積計画に係る地目及び面積は、15ページ欄外に記載のとおり、「田」が20筆、「畑」が47筆で、合計面積は799,534.12㎡であります。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、端野班よりご説明をお願いいたします。

9番
(山内 幹司君)

端野班に関わる案件、番号1番から12番についてご説明いたします。

番号1番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は、300,000円、10aあたり5,300円となります。

番号2番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は261,000円、10aあたり10,000円となります。

番号3番、権利は賃借権移転です。権利の設定等をする者は、●●●さん、土地の所有者は、●●●さん、権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は34,000円、10aあたり6,800円となります。

番号4番、権利は賃借権移転です。権利の設定等をする者は、●●●さん、土

地の所有者は、● ● ●さん、権利の設定等を受ける者は、● ● ●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は21,000円、10aあたり9,800円となります。

番号5番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、● ● ●さん、権利の設定等を受ける者は、● ● ●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は303,000円、10aあたり9,000円となります。

番号6番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、● ● ●さん、権利の設定等を受ける者は、● ● ●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は275,500円、10aあたり7,700円となります。

番号7番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、● ● ●さん、権利の設定等を受ける者は、● ● ●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は140,000円、10aあたり9,500円となります。

番号8番、権利は賃借権移転です。権利の設定等をする者は、● ● ●さん、土地の所有者は、● ● ●さん（持分3分の2）、● ● ●さん（持分3分の1）、権利の設定等を受ける者は、● ● ●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は1,000,000円、10aあたり10,700円となります。

番号9番、権利は賃借権移転です。権利の設定等をする者は、● ● ●さん、土地の所有者は、● ● ●さん、権利の設定等を受ける者は、● ● ●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は12,000円、10aあたり2,900円となります。

番号10番、権利は賃借権移転です。権利の設定等をする者は、● ● ●さん、土地の所有者は、● ● ●さん、権利の設定等を受ける者は、● ● ●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は237,000円、10aあたり6,200円となります。

番号11番、権利は賃借権移転です。権利の設定等をする者は、● ● ●さん、土地の所有者は、● ● ●さん、権利の設定等を受ける者は、● ● ●です。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は49,500円、10aあたり2,400円となります。

番号12番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は、● ● ●さん、権利の設定等を受けるものは、● ● ●です。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は15,114,000円、10aあたり139,300円となります。

以上でございます。

つづきまして、常呂班よりお願いいたします。

議長
(櫻尾 英司君)

14番
(久世 和徳君)

常呂班に関わる案件、番号13番から20番についてご説明いたします。

番号13番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者は、● ● ●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は317,687円、10aあたり12,500円となります。

番号14番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者は、● ● ●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は767,778円、10aあたり8,500円となります。

番号15番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、● ● ●さん。権利の設定等を受ける者は、● ● ●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は302,964円、10aあたり9,500円となります。

番号16番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、● ● ●さん（法定持分2分の1）、● ● ●さん（法定持分6分の1）。権利の設定等を受ける者は、● ● ●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は188,565円、10aあたり7,500円となります。

番号17番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、● ● ●さん（法定持分2分の1）、● ● ●さん（法定持分6分の1）。権利の設定等を受ける

者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は251,174円、10aあたり7,000円となります。

番号18番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者は●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、対価は5,351,040円、10aあたり360,000円となります。

番号19番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は287,794円、10aあたり3,300円となります。

番号20番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者は、●●●さん。権利の設定等を受ける者は、●●●さんです。土地の表示以下については記載のとおりで、借賃は211,571円、10aあたり4,500円となります。

以上でございます。

議長
(樫尾 英司君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入りますが、1番の案件については、●●●委員が、17番の案件については、●●●委員が除斥の対象となりますので、まず、1番及び17番を除いた案件について、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、1番及び17番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。

よって本案は、1番及び17番の案件を除いて、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは次に、1番の案件に対する質疑に入りますので、●●●委員は一時退席願います。

(●●●委員、退席)

議長
(樫尾 英司君)

それでは、1番の案件に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議 長
(樫尾 英司君)

それでは次に、17番の案件に対する質疑に入りますので、● ● ●委員は一時退席願います。

(● ● ●委員、退席)

議 長
(樫尾 英司君)

それでは、17番の案件に対する質疑に入ります。
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。
おはかりいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長
(樫尾 英司君)

異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(● ● ●委員、着席)

議 長
(樫尾 英司君)

次に、日程第8、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長
(市山 恵一君)

議案の16ページから17ページでございます。
報告第1号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明致します。
今回の届出は、所有権相続が3件、所有権持分放棄が1件の合計4件であります。

番号1番、権利は所有権相続です。所在及び地番は、端野町二区● ● ●
「田」、外「田」2筆、合計面積は8,571㎡であります。被相続人は、● ● ●
さん。相続人は、● ● ●さんです。届出日は令和元年11月11日、受理通知
日は令和元年11月14日です。

番号2番、権利は所有権持分放棄です。所在及び地番は、端野町川向● ● ●
「田」、外「田」2筆、「畑」3筆で、合計面積は93,419㎡であります。義務
者は、● ● ●さん(持分5分の1)、● ● ●さん(持分5分の1)。権利者
は、● ● ●さん(持分15分の2)、● ● ●さん(持分15分の2)、● ● ●
さん(持分15分の2)です。届出日は令和元年11月11日、受理通知日は令和
元年11月14日です。

番号3番、権利は所有権相続です。所在及び地番は、端野町川向● ● ●
「田」、外「田」2筆、「畑」3筆で、合計面積は93,419㎡であります。被相
続人は、● ● ●さん(持分3分の1)。相続人は、● ● ●さんです。届出
日は令和元年11月11日、受理通知日は令和元年11月14日です。

番号4番、権利は所有権相続です。所在及び地番は、端野町川向●●●
「田」、外「田」2筆、「畑」3筆で、合計面積は93,419㎡であります。被相続人は、●●●さん（持分3分の1）。相続人は、●●●さんです。届出日は令和元年11月11日、受理通知日は令和元年11月14日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、17ページ欄外に記載のとおり、「田」が12筆、「畑」が9筆で、合計面積は288,828㎡です。

これらの案件につきましては、北見市第二農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議 長
(樫尾 英司君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長
(樫尾 英司君)
議 長
(樫尾 英司君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。

それではこれにて、令和元年第7回北見市第二農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年11月25日

議 長 樫 尾 英 司

署名委員 加 藤 貴 善

署名委員 中 野 彰 裕